

旧区立特別養護老人ホーム文京白山の郷及び文京白山高齢者在宅サービスセンター等の土地建物及び建物の貸付に関する事業継承者の選定について

1 概要

令和3年3月29日に契約した旧区立特別養護老人ホーム文京白山の郷及び文京白山高齢者在宅サービスセンター、並びに文京向丘高齢者在宅サービスセンター及び文京本郷高齢者在宅サービスセンターに係る土地建物及び建物の使用貸借契約（以下「使用貸借契約」という。）については、契約期間満了前の解除となるため、当該施設の事業を継承する法人（以下「後継法人」という。）の選定を行う。

2 継承する事業

- (1) 使用貸借契約に基づく事業（大規模改修に関する対応を含む。）
 - ア 介護福祉施設サービス（特別養護老人ホーム）
 - イ 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）
 - ウ 通所介護及び第一号通所事業（デイサービス）
 - エ 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）
- (2) 上記(1)アの運営のもとに区が委託する事業
 - ア 富坂地域包括支援センター（高齢者あんしん相談センター富坂・分室）業務委託
- (3) 上記(2)の受託により実施する事業（法人による事業実施）
 - ア 介護予防支援事業（介護予防プラン作成）
- (4) 上記(1)(2)の運営に併せ区が委託する事業
 - ア 短期集中予防サービスに関する事業
 - イ 認知症施策に関する事業
 - ウ 医療連携相談業務
 - エ 高齢者見守り相談窓口事業
 - オ 高齢者福祉に関する受付（紙おむつ支給申請、日常生活支援用具給付、車いす貸出）
 - カ 介護保険関連事務（要介護認定申請受付、要介護認定調査、住宅改造内容検討書作成）
 - キ 避難行動要支援者に関する業務（実態把握及び広報）
- (5) 文京区シルバーピア条例施行規則及び文京区すまいる住宅登録事業実施要綱により委託する事業
 - ア 入居者の生活援助及び日常的なシルバーピア維持管理

3 選定方法

現在の運営法人による契約解除予定日は、書面により解除の申出があった日から1年6か月後（令和7年4月11日）であるため、円滑かつ可及的速やかに後継法人を選定しなければならない。このため、現に区内において地域包括支援センターの運営を受託していない法人（系列法人を含む。）で、以下のいずれかに該当する法人に意向を確認した上、選定手続を行う。

- (1) 区内において介護保険の施設サービスの運営実績がある法人（系列法人を含む。）
- (2) 小日向二丁目国有地における特別養護老人ホーム等整備・運営事業者公募要項に基づき応募した事業者のうち、主たる事務所が東京都、埼玉県、千葉県又は神奈川県に所在し、かつ、地域包括支援センターの運営実績のある法人（系列法人を含む。）

4 事業提案

使用貸借契約が契約期間満了前に解除となった経緯を踏まえ、後継法人の選定に当たっては、上記2(1)の運営について提案を受ける。（大規模改修に関する対応を含む。）

5 今後のスケジュール（予定）

令和6年1月	法人への意向確認
3月	選定に必要な書面の提出期限
令和6年度	後継法人選定及び決定 議会報告 使用貸借契約及び事業運営等に関する協定締結 事業継承手続